

【情報館】・特にことわりのないものは10月3日(月)から申し込みを受け付けます。・費用等の記載がないものは無料です。



パブリックコメントの結果を公表

◆所沢市ダイオキシソリン類等の汚染防止に関する条例の一部を改正する条例(案)
ご意見はありませんでした。

環境対策課 ☎2998-9230

新しい国民健康保険被保険者証(灰色)を郵送しました

被保険者の方で、新しい保険証が届いていない場合は、お問い合わせください。なお、旧保険証(青色)は、市役所1階国保年金課またはまちづくりセンター(並木を除く)に返却するか、個人情報等

10月の休日開庁

10月2日(日)、16日(日)
午前8時30分～午後0時30分

開庁する窓口

- ◆市役所1階市民課 ☎2998-9087
◆市役所1階国保年金課 ☎2998-9131 (国民健康保険担当) ☎2998-9095 (国民年金担当)

◎受け付けできる業務は限定されますので、事前にお問い合わせのうえご来庁ください。

市税の夜間・休日納税窓口

夜間…10月3日(月)、31日(月)、11月1日(火)
午後5時～午後8時

休日…10月30日(日)
午前8時30分～午後5時

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等

◎電話による納税相談も受け付けます。

市役所2階収税課 ☎2998-9073

10月31日(月)は

- 市・県民税(第3期)
■国民健康保険税(第4期)

の納期限です

▶納期内納付にご協力ください。
▶ゆうちょ銀行・郵便局(納期限内に限る)、コンビニエンス・ストアでも納付できます。

に留意し、廃棄してください。

老齢年金の請求について

老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給年齢(60・65歳)を迎える方には、誕生日の3か月前に、日本年金機構から年金の請求書(裁定請求書)と案内が郵送されます。受給開始年の誕生日前日以降に請求の手続きをしてください。

なお、すでに老齢厚生年金を受給していて、老齢基礎年金の手続きが必要な方には、はがきが郵送されますので、返信してください。

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
国保年金課 ☎2998-9095

新所沢コミュニティセンター集会所利用の受付窓口が変更

10月1日(土)から、新所沢コミュニティセンター集会所の利用に関する業務は、市民活動支援センター(新所沢コミュニティセンター1階)で行います。

市民活動支援センター ☎2968-8391

所沢市斎場の冷暖房設備工事

工事期間 10月1日(土)～11月18日(金)
工事期間中は式場や待合室、控室等の利用を一部制限させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

市民課 ☎2998-9087

住民票が変わります

10月11日(火)から住民記録システムの更新により、住民票の様式が変わります。新システムの住民票は、世帯を単位とする世帯様式と個人を単位とする個人様式の2種類になります。

市民課 ☎2998-9087

平成24年版県民手帳を頒布
頒布期間・場 10月18日(火)～12月22日(木)
市役所1階市政情報センター、まちづくりセンター(並木を除く)

価格 500円(税込み)
サイズ 縦14cm×横8.5cm
規格 ▼月間予定表部分横けい線式(黒) ▼月間予定表部分分目式(グレイッシュブルー)

情報統計課 ☎2998-9036

平成22年9月30日「子ども災害見舞金」は廃止になりました

制度廃止前の場合は、受傷時から2年以内であれば請求できます。
受傷時に所沢市に住民登録または外国人登録をしている中学3年生までの子ども
対象となるのが ▼公園等での遊びのけが ▼スポーツ中のけが ▼家庭内でのやけどやけが ▼生活全般にわたる身近なけが

申請 市役所2階子ども支援課 ☎2998-9124へ直接

重度心身障害児・者の方への医療費(保険診療に係る一部負担金)助成

対 次のいずれかに該当する方
▼身体障害者手帳の1級～3級をお持ちの方
▼療育手帳のA、Bをお持ちの方
▼一定の障害※をお持ちで、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳以上74歳未満の方

方、または75歳以上で市長の認定を受けた方

※一定の障害とは ▼身体障害者手帳の4級の一部(音声または言語機能障害、下肢機能の著しい障害など)をお持ちの方 ▼精神障害者保健福祉手帳の1級、2級をお持ちの方 ▼障害基礎年金1級、2級に該当している方

詳細は、お問い合わせください。
障害福祉課 ☎2998-9116

交通災害共済に加入しましょう
対 所沢市に住民登録または外国人登録をしている方
会費 ▼大人:300円 ▼中学生以下:150円(10月1日以降)

共済期間 申し込み時(平成24年3月31日)
【対象となる事故(国内のみ)】
▼車両(自動車、バイク、自転車など)による人身事故(自損事故含む)により死亡または負傷
▼電車やバスに乗車中、急停車などの原因による人身事故
▼歩行中に車両との衝突や接触により死亡または負傷



請求期間 事故発生日から2年以内
申請会費を添えて、市役所2階交通安全課 ☎2998-9140
または、まちづくりセンター(並木を除く)へ直接

固定資産税について

◆家屋調査にご協力
平成23年中に新築・増築した家屋の固定資産税の評価額算定のため、家屋調査を行っています。事前連絡のうえ、「固定資産評価補助員証」を携行した市職員が伺いますので、ご協力をお願いします。
なお、本年中に家屋を取り壊した方は、ご連絡ください。

◆住宅を改修した際の減額措置
工事費用が30万円以上の次の3つの改修工事について、家屋に係る税額の減額措置があります。いずれも工事が完了した日から3か月以内に申請が必要です。

	①耐震改修	②省エネ改修	③バリアフリー改修
対象	昭和57年1月1日以前の建築で、平成23年1月1日～27年12月31日に工事が完了した住宅	平成20年1月1日以前の建築で、23年1月1日～25年3月31日に工事が完了した住宅	平成19年1月1日以前の建築で、23年1月1日～25年3月31日に工事が完了した住宅
減額内容	床面積120㎡まで	床面積100㎡まで	工事完了年の翌年度分のみ、家屋の固定資産税の1/3を減額

◎①は②または③と重複して申請できませんが、②と③の重複は可能です。

まだ検査をしていない方は、契約している保守点検・清掃業者または指定検査機関(社)埼玉環境検査研究協会 ☎048-649-5151)に連絡し、検査をしてください。なお、検査の手数料に変更はありません。

資源循環推進課 ☎2998-9146

指定給水装置工事業者の指定等

指定 ▼(株)榮輝(八王子市七国4-21-13) ☎042-632-8055) ▼(株)太陽商工(さいたま市緑区上野田574-3) ☎048-878-1905) ▼(株)協同設備工業(立川市錦町3-6-16) ☎042-540-2950) ▼(有)小野設備(川越市下赤坂320-1) ☎049-243-5085) ▼(有)和田設備(さいたま市見沼区上山口新田176-1) ☎048-683-0833)

住所変更 ▼(株)ホト(さいたま市南区別所2-37-17) ▼木下興業(本郷683-2)
代表者変更 ▼(株)Kステクノ:代表取締役・池上英寿

水道部給水課 ☎2921-1082

下水道排水設備指定工事店の指定等

指定 ▼内田基興(本庄市緑1-6-1) ☎0495-24-2257) ▼昭和建設興業(下富1407) ☎2943-1921) ▼(株)太陽商工(さいたま市緑区上野田574-3) ☎048-878-1905) ▼(有)小野設備(川越市下赤坂320-1) ☎049-243-5085)

下水道維持課 ☎2998-9211

浄化槽の定期水質検査制度が変わります

10月から、浄化槽の使用に年1回、義務付けられている「定期水質検査」に新たな検査項目が追加されます。また、家庭用の浄化槽(10人槽以下)については、指定検査機関と

